

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

由布市長 相馬 尊重

市町村名 (市町村コード)	大分県由布市 (442135)	
地域名 (地域内農業集落名)	湊7区 (湊7区)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月20日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中山間加入農業者は主に水稻を栽培しているが、高齢化しておりそのほとんどが後継者不在である。地域内で主に栽培している作物は米、飼料用米である。現在取組を行っているものは鳥獣被害防止対策、飼料用作物の栽培である。地域が抱える課題として農業者の高齢化、農業者の減少、農業にかかる経費の増加、農業収入の低下、遊休農地の増加、鳥獣被害の増加、農業用機械の購入ができないことが挙げられる。これらの課題の原因や理由として主に挙げられるのは、農業以前に家の存続の見込みがないケースが増加していることである。農地も畦畔が多く、経営拡大は困難であり、展望が見いだせない状況にある。

主な作物:水稻、飼料用米

(2) 地域における農業の将来の在り方

新しい品種の栽培に取り組むことを目指す。また地域の所得向上に向け、果樹等への転換に取り組みたいと考えている。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 ・当面は現状維持していくが、低コスト化を図りながら耕作放棄地にならないよう農地保全に努める。法面が高く広いことで草刈りが大変であるため、法尻を1mほど擁壁化することによる作業効率の大幅な向上を図れるよう公的助成制度を求める。 ・広域農業に取り組む3名程度に集約。 ・農用地の集積、集団化を進めるため、法尻を1mほど擁壁化すると作業効率が大きく向上する。これにより集積されやすくなる。また、今後離農者が出た場合は中山間組織が農地を管理し、集約化の仲介を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 ・農業をリタイア、経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・所有権を手放すことへのためらいはいまだに残っているのが現状であるが、耕作の引き受け手が見つからない場合があることから機構がカバーしてくれると良い。
(3) 基盤整備事業への取組方針 ほとんどが整備済である。一部、基盤整備が望ましい地域もあるが、負担金を出してまでの希望はない。整備しても農機具に投資するほど収入が見込めないのが現実である。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 ゆふ・農林業サポート人材バンクとも連携して確保・育成を進める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針 なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①防護柵の点検・補修等を行う。

⑨飼料用作物の定植。